

# みちのく生体認証規定

## 1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について、預金者本人であることの確認（以下「本人確認」という。）手段の一つとして用いる認証方式で、みちのくキャッシュカード規定およびみちのくICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカード（以下「ICカード」という。）上のICチップに当行所定の機器、操作および手続により当行が認めた利用者（以下「利用者」という。）の指静脈パターン（以下「指静脈情報」という。）を記録（以下ICチップ内に記録した指静脈情報を「生体認証データ」という。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の指静脈と照合することにより認証を行うものをいいます。なお、生体認証データは、ICチップ内のみ保管し、当行はデータを保有しません。
- (2) 生体認証データの照合は、当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じてICカードの暗証番号の入力やその他本人であることを確認する手段とあわせて使用するものとします。

## 2. (取扱店の範囲)

- (1) 指静脈情報の登録、または削除は当行本支店の所定の窓口にてお取扱いたします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の窓口および当行所定の指静脈認証装置付現金自動預払機（以下「生体認証付ATM」という。）にてお取扱いたします。

## 3. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座の普通預金口座、決済用普通預金口座を含む）、貯蓄預金口座です。
- (2) 前項の預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届け出てください。削除の場合も同様とします。

## 4. (生体情報登録手数料)

生体情報登録にあたっては、登録の都度、別にお知らせした手数料をいただきます。

## 5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座に関し、生体認証付ATMで、各種照会、払戻し、振込、その他当行所定の取引（以下「払戻し等」という。）を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。詳細は後記6. に規定するところによります。
- (2) 生体認証付ATM以外のATMで、払戻し等を行う場合は、生体認証データの照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。
- (3) 生体認証対象口座に関し、当行所定の窓口で生体認証データの削除を行う場合は、当行所定の機器により生体認証による本人確認を行います。

## 6. (預金の払戻し等および生体認証データの照合)

- (1) 生体認証対象口座に関し、生体認証付ATMで、払戻し等を行う場合は、生体認証付ATMの画面表示等の操作手順に従って、ICカードを挿入しご利用ください。
- (2) 前項の取引について、生体認証付ATMによって生体認証データの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。

## 7. (カードの紛失・使用不能・更新時等の手続)

- (1) 生体認証データを登録したICカードの紛失、毀損等により更新ICカードに切り替えた場合は、速やかに更新ICカードに生体情報登録を行ってください。
- (2) 前項の場合において、更新ICカードに生体情報登録が行われるまでの間は、生体認証付ATMにおける前記6. (1)の取引について生体認証データの照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してお取扱いたします。なお、この場合の払戻し等は、生体認証付ATM以外のATMによりお取引をされる場合のご利用限度額の範囲内とします。

## 8. (生体認証付ATMの障害時の取扱い)

生体認証付ATMに設置された生体認証データの照合を行う当行所定の機器等に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、生体認証データの照合による預金払戻し等を一時的に中止する場合があります。

## 9. (代理人)

- (1) 預金者本人は生体情報登録を行ったICカードによる払戻し等を行うにあたり代理人（預金者本人と生計をともにする親族1名に限る。）を届出ることができます。
- (2) 前項の場合、代理人は預金者本人が同席のうえ、預金者本人のICカードには預金者本人の指静脈情報を、代理人のICカードには代理人の指静脈情報を登録する必要があります。代理人が生体情報登録を行った場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当行所定の手続により、代理人の指静脈情報を登録した場合、当行はICカード登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4) 代理人の行為により、預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人が当行所定の届出をしてください。

## 10. (生体認証サービスの解約)

生体認証サービスは以下の場合、解約となります。

- (1) 預金者本人から生体認証サービスの解約の申出があった場合で、預金者本人から生体認証サービスを終了する旨の届出を当行が受け所定の手続が終了したとき。
- (2) 生体認証対象口座が解約された場合で、預金者本人からのお申出によるほか、生体認証対象口座が普通預金規定、貯蓄預金規定等に基づき解約された場合を含みます。
- (3) ICカードが利用停止された場合
  - ① 本規定、みちのくキャッシュカード規定、およびみちのくICキャッシュカード特約により、ICカードの利用を停止した場合。
  - ② 預金者本人また代理人より当行にICカードの偽造、盗難、紛失等の連絡、届出があった場合。

## 11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、みちのくキャッシュカード規定、およびみちのくICキャッシュカード特約により取扱いたします。

## 12. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この取引ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上